

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（案）（概要）

1. 概要

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の一部が令和2年10月1日に施行され、健康保険法（大正11年法律第70号）等において、オンライン資格確認の仕組みが施行された。
- 令和3年3月を目途としてオンライン資格確認の運用が開始されることを踏まえ、その円滑な運用を確保するとともに、健康保険制度等における被保険者のマイナンバーの取扱いの適正化等を図るための所要の改正を行う。

2. 改正内容

（1）被保険者証等の様式の改正

- オンライン資格確認システムの運用開始に伴い、保険医療機関等において療養の給付等を受ける際の被保険者資格等の確認に当たり、オンライン資格確認による資格確認が可能となり、必ずしも被保険者証等の提出を要さないこととなることを踏まえ、被保険者証等の様式の記載内容について、所要の改正を行う。

（2）被保険者のマイナンバーカードの交付申請に必要な支援に関する規定の創設

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備として、「保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定する」とされたこと等を踏まえ、市町村は、当分の間、電子資格確認に係る被保険者のマイナンバーカードの交付の申請が円滑に行われるよう、必要な支援を被保険者に対して行うことができることとする。

（3）被保険者のマイナンバーが変更された際の保険者に対する届出規定の創設

- 健康保険制度等においては、被保険者が資格を取得した際、医療保険者に当該被保険者のマイナンバーを届け出ることとされており、マイナンバーは情報連携の事務等において利用されているところ、被保険者のマイナンバーが変更された際に、医療保険者が変更後のマイナンバーを把握することができるよう、被保険者がマイナンバー変更時に医療保険者に対して変更された旨を届け出ることとする。

（4）被保険者等のマイナンバーの取扱いの適正化

- 健康保険制度及び船員保険制度においては、埋葬料等の支給申請を行う際、死亡した被保険者等のマイナンバー等の記載を求めることとされているが、被保険者等のマイナンバーについては、被保険者からの生前の届出におけるマイナンバー情報を活用することができることから、支給申請の際のマイナンバーの記載を不要とする。

（5）被保険者証の交付方法の見直し

- 健康保険制度及び船員保険制度の被保険者証については、任意継続被保険者等を除き、保険者から事業主又は船舶所有者を経由して被保険者に交付することとされているが、保険者が、被保険者証を被保険者に対して直接交付することについて支障がないと認めた場合には、保険者から被保険者に対して直接送付することを可能とする。

（6）その他、所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 健康保険法第 48 条、第 51 条の 2、第 197 条、第 204 条第 1 項第 21 号及び第 207 条
- 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 28 条、第 145 条、第 153 条第 1 項第 15 号及び第 155 条
- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 1 項（第 22 条において読み替えて準用する場合を含む。）、第 9 条第 15 項、第 113 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 120 条
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 1 項及び第 11 項、第 161 条の 2 第 1 項、第 165 条の 2 第 1 項第 2 号並びに第 166 条 等

4. 施行期日等

公布日 : 令和 3 年 1 月下旬（予定）

施行期日 : 公布の日（予定）

(※) ただし、改正前の様式により使用されている書類について、当分の間、改正後の様式によるものとみなすとともに、改正前の様式による用紙について、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる旨の経過措置を設ける。